

令和6年12月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

通知期限の延長について（通知）

11月1日付け（同月5日受付、第060294号）で申出がありました下記の司法行政文書の開示については、文書の探索及び精査に時間を要しているため、30日以内に開示又は不開示の通知をすることができません。

なお、通知の予定時期につきましては、本日から2か月程度かかる見込みです。

記

判事3号から上の昇給につき、高等裁判所の意見をどのような方法で集めることになっているかが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

最高裁秘書第295号

令和7年2月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書開示通知書

令和6年11月2日付け（同月5日受付、第060295号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成19年4月17日付け最高裁人任一E秘第001153号人事局長依命通達「裁判官の昇給上申について」（紙・2枚）
- (2) 平成31年3月25日付け最高裁人任秘第6号人事局長通知「裁判官の昇給上申に関する様式について」（紙・2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1 の(1)の文書には、公にすることにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法、実施手数料及び郵送料

閲覧、写しの交付（紙又は光ディスク）を希望できます。

写しの交付を希望する場合は、実施手数料として、次の表に記載した収入印紙が必要です（開示する文書全てについて、写しの交付を希望する場合の金額です。）。郵便による交付を希望する場合は、郵便切手も必要です。

写しの交付の方法		収入印紙	郵便切手
紙	全て白黒コピーによる場合	40円	140円
	カラーページはカラーコピーによる場合		
光ディスク	C D - R に複写する場合	140円	180円
	D V D - R に複写する場合	160円	180円

4 開示の日時及び場所

開示の実施方法のうち、閲覧を希望する場合は、次の日時及び場所において行います。

(1) 閲覧の実施期間

令和7年2月6日から同年3月7日まで（土、日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧の実施場所

最高裁判所事務総局秘書課

※一般来庁者用の駐車場がありませんので、お車での来庁はご遠慮ください。

（注1）上記の場所で開示の実施を受ける際には、本通知書を持参してください。

（注2）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

令和6年12月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

通知期限の延長について（通知）

11月2日付け（同月5日受付、第060295号）で申出がありました下記の司法行政文書の開示については、文書の探索及び精査に時間を要しているため、30日以内に開示又は不開示の通知をすることができません。

なお、通知の予定時期につきましては、本日から2か月程度かかる見込みです。

記

判事4号までの昇給につき、高等裁判所の意見をどのような方法で集めることになっているかが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

最高裁秘書第219号

令和7年1月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書開示通知書

令和6年11月1日付け（同月5日受付、第060294号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成19年4月17日付け最高裁人任一E秘第001153号人事局長依命通達「裁判官の昇給上申について」（紙・2枚）
- (2) 平成31年3月25日付け最高裁人任秘第6号人事局長通知「裁判官の昇給上申に関する様式について」（紙・2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)の文書には、公にすることにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法、実施手数料及び郵送料

閲覧、写しの交付（紙又は光ディスク）を希望できます。

写しの交付を希望する場合は、実施手数料として、次の表に記載した収入印紙が必要です（開示する文書全てについて、写しの交付を希望する場合の金額です。）。郵便による交付を希望する場合は、郵便切手も必要です。

写しの交付の方法		収入印紙	郵便切手
紙	全て白黒コピーによる場合	40円	140円
	カラーページはカラーコピーによる場合		
光ディスク	C D - R に複写する場合	140円	180円
	D V D - R に複写する場合	160円	180円

4 開示の日時及び場所

開示の実施方法のうち、閲覧を希望する場合は、次の日時及び場所において行います。

(1) 閲覧の実施期間

令和7年1月31日から同年3月3日まで（土、日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧の実施場所

最高裁判所事務総局秘書課

※一般来庁者用の駐車場がありませんので、お車での来庁はご遠慮ください。

（注1）上記の場所で開示の実施を受ける際には、本通知書を持参してください。

（注2）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）